## 国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律(案)

1 する。 国家戦略特 ただし、 別区域法 国家戦略特別区域法第四章の規定その他同法第十一条第一項に規定する認定区域計で (平成二十五年法律第百七号) は、 別に法律で定める日までの間、 その適用を停止 画 次

項において「認定区域計画」という。)に係る政令で定める規定については、この限りでない。

2 政府は、この法律の施行後二年以内を目途として、 国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦

例措置等の存続の必要性を含め、 略特別区域に関する制度について、 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に真に資す 同法第四章の規定による認定区域計画に基づく事業に対する規制 の特

るものであるかどうかの観点から抜本的な見直しを行い、 その結果に基づき、 法制上の措置その他の必要

な措置を講じなければならない。

附則

この法律は、 公布の日から起算して四月を経過した日から施行する。

## 理由

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 国家戦略特別区域法の適用を停止するとともに、国家戦略特別区域に関する制度の見直しについて定める